

鴨川市職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市訓令第10号

鴨川市職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

鴨川市職員の勤務時間に関する規程（平成17年鴨川市訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「午後5時まで」の次に「又は午前8時45分から午後5時15分まで」を加える。

第3条第2項中「午後0時45分まで」の次に「又は午後0時15分から午後1時まで」を加える。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。